



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和6年度

現場補償業務

積 算 書

(当初)

九州農政局
北部九州土地改良調査管理事務所

九州農政局

九州農政局

[illegible]

[illegible]

業務名	現場補償業務
-----	--------

業務別業務名:現場補償業務

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

事業名						
業務名 現場補償業務						
業務別業務名:現場補償業務						
コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S単一 1号 ***					
S02115	技師 (C)		人		1,000 人	歩A 当たり算出
	技師 (C)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R04006 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04006	技師 (C)	1,000	人	38,400	38,400	
	合 計				38,400	算出数量 1,000 人
	単 価				38,400	
	*** S単一 2号 ***					
S63010	(対面打合せ)		回		1,000 回	歩A 当たり算出
	打合せ (設計業務基準日額) 積算業務,着手前・最終,0.00人,1.00人,0.00人,0.00人,0.25日,0.2日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
				豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1) 設計工種 2) 打合せ 3) 設計用主任技師人数 4) 設計用技師(A)人数 5) 設計用技師(B)人数 6) 設計用技師(C)人数 7) 打合せ日数 8) 往復移動日数	積算業務 着手前・最終 0.00人 1.00人 0.00人 0.00人 0.250日 0.200日		深夜時間:0.0		
R04004	技師 (A)	0.450	人	57,000	25,650	
	合 計				25,650	算出数量 1,000 回
	単 価		回		25,650	
	*** S単一 3号 ***					
S63011	打合せ (設計旅費・交通費)		回		1,000 回	歩A 当たり算出
	打合せ (設計旅費・交通費) 積算業務,着手前・最終,通勤により打合せ,,,一般交通機関,0日,, L<100km (100km未満)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
				豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1) 設計工種 2) 打合せ内容 3) 主任技師配置人員 4) 技師A配置人員 5) 技師B配置人員 6) 技師C配置人員 7) 打合せ日数 8) 往復移動日数 9) 宿泊区分 12) 交通機関区分 13) 高速道路往復料金 (税別) 14) 鉄道往復1人当料金 (税別) 15) バス往復1人当料金 (税別) 16) 船舶往復1人当料金 (税別) 17) 航空往復1人当料金 (税別) 18) ライトバン使用日数 20) 往復移動距離区分	積算業務 着手前・最終 0人 1人 0人 0人 0.25日 0.20日 通勤により打合せ 一般交通機関 0円 1,562円 0円 0円 0円 0日 L<100km (100km未満)		深夜時間:0.0		
P54306	鉄道料金 消費税抜き	1,000	人	1,562	1,562	
	合 計				1,562	算出数量 1,000 回
	単 価		回		1,562	
	*** S単一 4号 ***					
S63018	現場経費		式		1,000 式	歩A 当たり算出
	旅費交通費 (設計外業日帰用) ライトバン,40日,3時間			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 交通機関区分 2) 高速道路往復料金 (税別) 3) 鉄道往復1人当料金 (税別) 4) バス往復1人当料金 (税別)	ライトバン 0円 0円 0円		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	

[illegible]

[illegible]

令和 6 年度

現 場 補 償 業 務

特 別 仕 様 書

九 州 農 政 局

北部九州土地改良調査管理事務所

(適用範囲)

第1条 この特別仕様書は、筑後川中流地区及び筑後川下流福岡地区において実施する第2条に掲げる業務に係る現場補償業務（以下「業務」という。）に適用する。

2 本業務は、「現場補償業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特別仕様書により実施する。

(業務の概要)

第2条 本業務は、国営施設機能保全事業筑後川中流地区及び筑後川下流福岡地区に係る土地改良施設整理台帳付属図面の整理に関する作業を行うもので、国営造成施設の戦略的保全管理のための情報整備についての細部運用について（24農振第1508号平成24年11月22日農村振興局整備部長）の別添2「土地改良施設整理台帳付属図面等作成要領」に基づき実施するものとする。

なお、前歴事業完了時に整備された既存の付属図面がある場合は、用いる諸元データや作業優位性等の検討を行ったうえで図面の調製を行う。

対象施設は次のとおり。

地 区 名	内 容	予定対象施設
筑後川中流	土地改良施設整理台帳付属図面の整理	雲雀堰 1 式
		大石導水路 L=4,378.7m
		大石南用水路 L=9,052.7m
		大石北導水路 L=3,671.2m
		大石雲雀幹線用水路 L=4,845.6m
		山田堀川用水路 L=4,611.8m
		床島江戸水路 L=2,083.5m
		床島南幹線用水路 L=761.4m
		床島北幹線用水路 L=3,146.5m
		床島五郎丸幹線用水路 L=3,951.7m
		床島大刀洗幹線用水路 L=6,708.5m
		大石ブロック水管理施設 1 式
		床島ブロック水管理施設 1 式
筑後川下流福岡	土地改良施設整理台帳付属図面の整理	幹線水路田川城島 1 号線 L=5,255.6m
		幹線水路田川城島 2 号線 L=1,961.2m
		幹線水路田川城島 3 号線 L=3,365.8m
		幹線水路田川城島 4 号線（排水樋門 1 式含む） L=6,516.1m

		幹線水路大溝線（排水樋門 1 式含む） L = 10,209.6m 幹線水路大溝線（旧青木線） L = 1,799.5m 幹線水路中木室 1 号線（排水樋門 1 式含む） L = 9,434.5m 幹線水路中木室 2 号線（排水樋門 1 式含む） L = 6,318.5m 幹線水路中木室 3 号線（排水樋門 1 式含む） L = 1,942.0m 幹線水路昭代 1 号線（排水樋門 1 式含む） L = 5,263.2m 幹線水路昭代 1 - 1 号線（排水樋門 1 式含む） L = 4,516.9m 幹線水路昭代 2 号線（排水樋門 1 式含む） L = 6,269.3m 幹線水路昭代 3 号線（排水樋門 1 式含む） L = 3,778.6m 幹線水路昭代 4 号線（排水樋門 1 式含む） L = 2,658.5m 幹線水路昭代 5 号線（排水樋門 1 式含む） L = 2,413.5m 幹線水路昭代 6 号線（排水樋門 1 式含む） L = 1,502.6m 幹線水路昭代 7 号線（排水樋門 1 式含む） L = 1,826.4m 幹線水路西浜武線（排水樋門 1 式含む） L = 15,435.0m 幹線水路岩神線 L = 3,693.6m 幹線水路下久末線（排水樋門 1 式含む） L = 7,719.1m 幹線水路黒崎開線 L = 3,250.6m 幹線水路田川城島線（管水路） L = 5,288.4m 幹線水路岩神線（管水路） L = 5,397.7m 水管理施設 1 式
--	--	---

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第3条 本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。

その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果物のミス、不備等

(管理技術者)

第4条 管理技術者は、土地改良補償士、土地改良補償業務管理者のいずれかの資格を有する者、又は土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能な者とする。

なお、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは次の各号の一に該当する者とする。

- 一 公共事業に係る用地調査等業務（国、独立行政法人、県、政令指定都市が発注する用地調査等業務をいう。以下同じ。）の管理技術者、照査技術者又は主任技術者として5件以上の業務経験を直近5年以内に有する者。
- 二 公共事業に係る用地調査等業務及び用地取得等業務（国、独立行政法人、県、政令指定都市が発注する用地取得等業務をいう。以下同じ。）に15年以上従事した者。

ただし、業務従事年数は1ヶ月単位で積み上げた実経験年数とする。

(現場補償技術員)

第5条 現場補償技術員は、土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、土地改良補償業務管理者補のいずれかの資格を有する者、又は、土地改良補償業務管理者補と同等の能力と経験を有する者とする。

なお、土地改良補償業務管理者補と同等の能力と経験を有する技術者とは、公共事業に係る用地調査等業務及び用地取得等業務（国、独立行政法人、県、政令指定都市が発注する用地取得等業務をいう。以下同じ。）に3年以上従事した者。

ただし、業務従事年数は1ヶ月単位で積み上げた実経験年数とする。

（配置技術者の確認）

第 6 条 共通仕様書第 11 条における業務計画書の作成及び共通仕様書第 34 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- （１）受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- （２）農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

（履行期間）

第 7 条 業務期間は次のとおりとする。

令和 6 年 4 月 22 日から令和 7 年 2 月 28 日まで

（打合せ）

第 8 条 打合せについては、次のとおりとする。

- （１）現場補償業務契約書第 9 条第 2 項に定める業務運営を行うものとし、監督員と月 1 回以上の業務打合せを行う。

なお、月 2 回目以降の打合せについては監督員と協議のうえ、書面等により行うことができるものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督員に報告しなければならない。

また、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督員に報告することとする。

- （２）本業務に従事する現場補償技術員は設計用技師（C）1 人とし、共通仕様書第 36 条に示す業務を行うものとする。

（業務場所）

第 9 条 現場補償技術員の業務場所は、次のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする

業務場所：九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所

（所在：福岡県久留米市荒木町白口 891-20）

（貸与資料等）

第 10 条 本業務の履行にあたり必要となる次の資料を受注者に貸与する。

資 料 名	数 量	備 考
筑後川中流地区：H28～R5 工事出来高図	1 式	
〃 既存管理図（画像：TIFF）	1 式	

〃	その他必要な書類	1 式	
	筑後川下流福岡地区：H29～R5 工事出来高図	1 式	
	筑後川下流地区：既存管理図（画像：PDF）	1 式	
	筑後川下流左岸地区：既存管理図	1 式	
	その他必要な資料	1 式	

（成果物）

第 11 条 成果物の提出は次のとおりとする。

- （１）業務実施報告書 1 式
- （２）共通仕様書第 36 条の規定により整理、調整した土地改良施設整理台帳
付属図面 1 式
- （３）その他必要な資料 1 式

（成果物の提出先）

第 12 条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

福岡県久留米市荒木町白口 891 - 20
九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所

（契約変更）

第 13 条

業務請負契約書第 16 条から第 19 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- （１）第 2 条に示す「業務の概要」に変更が生じた場合。
- （２）第 7 条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。
- （３）第 8 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- （４）第 9 条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- （５）その他

（その他留意事項）

第 14 条 その他次の事項に留意しなければならない。

- （１）通勤及び業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
- （２）業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
なお、原則として機能等については監督員と協議のうえ決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。

業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督員の確認を受けるものとする。

(3) 受注者は業務の履行にあたり、第7条の庁舎及び業務に必要な机及び椅子等の物品を無償で使用するものとする。この場合、別途使用貸借申請書を監督員に提出するものとする。

(4) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、業務に従事させる現場補償技術員に会社名・氏名等を記載した名札を着用させるものとする。

(保険加入)

第15条 受注者は、共通仕様書第30条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提供しなければならない。

(疑義)

第16条 本特別仕様書に明記されていない事項、又はその内容に疑義が生じたときは、監督員と協議するものとする。